

早期退職優遇制度規程

(総則)

第 1 条

この規程(以下「本規程」という)は、早期退職優遇制度の取扱い基準について定める。

(定義)

第 2 条

本規程において「早期退職優遇制度」(以下「本制度」という)とは、社員が他へ転進するために定年前に自己の意思で退職することに対し、会社として特別の取扱いをする制度をいう。

(目的)

第 3 条

本制度は次の目的のために実施するものである。

- (1)中高年社員の転進による生活設計を支援すること
- (2)人事ローテーションの円滑化を図ること

(対象者)

第 4 条

本制度の適用を受けることのできる者は、次の(1)、(2)の条件を両方とも満たす社員のうち会社が認めた者、および(3)の者とする。

- (1)勤続満 5 年以上であること
- (2)退職を希望する日が、本規程第 9 条(退職日)に定める期間内の日であること
- (3)その他会社が特に認めた者

(退職金の優遇)

第 5 条

本規程に基づき本制度の適用により退職した社員に対して、会社は退職金として次の通り支給する。

- (1)基本給×6 ヶ月
- (2)会社が貢献度等を勘案し、本条(1)の金額に加算する場合がある(加算しない場合もある)

(支給日)

第 6 条

本規程による退職金は、原則として退職日から起算して 2 か月以内に支給するものとする。

(申請)

第 7 条

本規程の適用を受けて退職することを希望する者は、所定の申請書を会社に提出しなければならない。

(受付期間)

第 8 条

申請書の受付期間は、原則として、退職を希望する日の 6 か月前～3 か月前までとする。

尚、退職を希望する日は、原則として第 9 条(退職日)に定める期間内の日とする。

(退職日)

第 9 条

本規程の適用を受けて退職する者の退職日は、原則として満 58 歳の誕生日の翌日から 59 歳の誕生日が属する月の当月末までの期間内かつ会社が承認した日とする。

(適用除外)

第 10 条

次の各号の一に該当するときは、本規程の適用外とする。

- (1)懲戒解雇
- (2)本人が死亡したとき
- (3)業務上の傷病により勤務に耐えられず退職したとき
- (4)前各号のほか、本規程の適用が不相当と認められたとき

(適用退職者の責務)

第 11 条

本規程の適用を受ける社員は、次に掲げる事項を守らなくてはならない。

- (1)退職日までに後任者との事務引継ぎを完全に行うこと
- (2)退職後も当社出身者であることを自覚して行動すること
- (3)在職中に知り得た会社の秘密を他に漏らさないこと
- (4)同業他社に就職しないこと

付則

2021年4月1日 施行

早期退職優遇制度応募申請書

株式会社ケイトオブ東京 代表取締役 佐藤 佳以子 殿

応募年月日 202 年 月 日
応募申請者

私は、早期退職優遇制度規定（以下「本規程」という）により、この度の早期退職希望者の募集に応募します。

応募申請者について

従業員コード	2000	氏名	
所属	部 課	役職	一般社員
生年月日	19 / /	年齢	歳
入社日	20 / /	退職予定日	202 / /

担当者記入欄

受理年月日	20 / /	受理番号	2021MMDD00
-------	------------	------	------------